

第8回 枚方市教育委員会定例会 会議録									
開会		令和3年8月24日午前9時30分		閉会		令和3年8月24日午前10時59分			
日程番号	議案番号	案 件			結果				
1	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 第37期 枚方市社会教育委員の委嘱について			承認				
2	議案第7号	教育に関する事務の点検及び評価について			可決				
3	議案第8号	第3期 児童の放課後対策審議会委員の委嘱について			可決				
4	議案第9号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について			可決				
5	議案第10号	令和4年度使用教科用図書の採択について			可決				
6	議案第11号	学校教育法附則第9条等の規定による令和4年度使用教科用図書の採択について			可決				
7	議案第12号	議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第5号）（教育関係）について）の意思決定について			可決				
8	議案第13号	議会の議決事項（枚方市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について）の意思決定について			可決				
9	議案第14号	議会の議決事項（枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について）の意思決定について			可決				
10	議案第15号	議会の議決事項（財産〈殺菌庫〉の取得について）の意思決定について			可決				
構 成 員	教 育 長		奈良 渉		構 成 員	教 育 委 員		橋野 陽子	
	教 育 委 員		谷元 紀之			教 育 委 員		中西 悠子	
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)		奥 誠二		説 明 員	教 育 政 策 課 長		山下 恵一	
	教 育 監 (学校教育担当)		岩谷 誠			新しい学校推進室課長		畑中 徹	
	総 合 教 育 部 長		新内 昌子			おいしい給食課長		小林 弘人	
	学 校 教 育 部 長		位田 真由子			中央図書館長		中道 直岐	

	子ども未来部長	横尾 佳子		教育支援室課長 (児童生徒支援担当)	齋藤 博
	総合教育部次長	大西 佳則		教育支援室課長 (放課後子ども担当)	北田 浩之
	総合教育部次長 (新しい学校づくり担当) 兼 学校教育部次長	高橋 孝之		学校教育室課長 (教育指導担当)	嶋田 崇
	学校教育部次長 兼 学校教育室長	栈敷 勝		子ども青少年政策課長	漆原 正義
	子ども未来部次長	菊地 武久		公立保育幼稚園課長	松下 秀人
	新しい学校推進室長	山下 功	記録	教育政策課課長代理	高松 健大
	教育支援室長	杉浦 雅彦		傍聴の人数	1人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議の出席者は、5名中4名です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第8回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において橋野委員を指名いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、日程1、報告第5号、「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第5号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

「2. 臨時代理事項」につきましては、記載の1点でございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

臨時代理第8号「第37期 枚方市社会教育委員の委嘱について」、ご説明いたします。

本件につきましては、「教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第2項の規定により、令和3年7月30日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

議案書の4ページをご覧ください。

社会教育委員につきましては、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、意見を述べることを職務としており、社会教育法第15条及び枚方市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、定数を13名以内とし、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。

「1. 臨時代理の内容」でございますが、委嘱理由につきましては、第36期枚方市社会教育委員の委嘱期間が満了となることによるものでございます。

委嘱期間につきましては、設置条例第3条の規定に基づき、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間でございます。

今回、委嘱しました委員につきましては、議案書5ページの、「第37期 枚方市社会教育委員名簿」をご覧ください。

新たに委嘱する4名の方を含めまして、13名による構成となっております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第8号「第37期 枚方市社会教育委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これから報告第5号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続いて、日程2、議案第7号、「教育に関する事務の点検及び評価について」を議題とします。

説明を求めます。

○新内総合教育部長 ただ今上程いただきました、議案第7号、「教育に関する事務の点検及び評価について」ご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」でございますが、別紙「教育に関する事務の点検及び評価報告書（令和2年度事業分）（案）」にてご説明いたします。

別紙1ページをご覧ください。

「令和3年度 教育に関する事務の点検及び評価」の「1. 点検及び評価の趣旨」でございますが、「教育に関する事務の点検及び評価」は、効果的な教育行政を推進し、及び市民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見を活用し、点検及び評価を行うものです。

今般、その結果を取りまとめましたので、報告するものでございます。

次に、「2. 点検及び評価の方法」の「(1) 点検及び評価の対象」、「(2) 点検及び評価手順」につきましては、記載のとおりでございます。

毎年、点検評価員からいただくご意見に基づき、改善を図っております。

次に、2ページをご覧ください。

「(3) 評価基準」でございますが、今年度から、「達成度」と「達成度の推移」の2種類の評価基準により、事業の自己評価を行うこととする見直しを行いました。

見直し内容といたしましては、昨年度は、同じページの下半分に記載のとおり、達成割合の数値に応じた「高い」、「やや高い」、「やや低い」、「低い」の評価区分と、この評価区分の前年度からの推移によって事業の評価を行っていましたが、今年度からは、より明確に事業の達成状況を示すために、評価区分を廃止し、達成割合をもとに数値で評価結果をあらわす「達成度」と、この達成度の前年度からの推移によって事業の評価を行うことといたしました。続きまして、3ページの「3. 評価結果」について、ご説明いたします。

こちらは、教育委員会において、自己点検評価を行った結果をお示ししております。

「（１）評価結果の内訳」でございますが、３ページから４ページにかけて、基本方策ごとに主要事業の「達成度」及び「達成度の推移」を、一覧表としてお示ししております。

５ページをご覧ください。

「（２）点検評価の結果」ですが、令和２年度主要事業につきましては、達成度が「100%以上」が28件、「80%以上100%未満」が14件、「50%以上80%未満」が12件、「50%未満」が3件、「評価不能」が7件となっております。

また、達成度の推移につきましては、「前年度より高い達成度となった事業」が20件、「前年度と同じ達成度の事業」が12件、「前年度より低い達成度となった事業」が19件、「評価不能」が13件となっております。

ここでの「評価不能」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が行えなかったため、設定している事業指標の実績値が測定できなかったなどによるものでございます。

次に「４．学識経験者の知見の活用」でございますが、教育委員会自らが行った点検及び評価の結果につきまして、記載の３人の学識経験者を点検評価員として委嘱し、ご指摘やご意見をいただきました。

６ページをご覧ください。

「点検評価員会議」につきましては、令和３年７月８日から８月16日までの間、計３回開催いたしました。

「５．点検評価員による総評」でございますが、３段落目に記載しておりますとおり「継続して幅広く事業に取り組んでいること、また、事業指標について、事業の達成度をより適切に反映できるものへ見直しを行うなど、昨年度の指摘を踏まえた改善や内容の充実が図られていることが確認できたこと」から「適正」であると評価していただきました。

一方で、多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、こうした社会状況下においても、「新しい生活様式」を踏まえ、オンラインによる取組みを推進するなど、市民のニーズに応えるための事業のあり方を検討していくとともに、事業指標の実績値データの測定ができなかった場合の事業の評価方法について検討していくようご指摘もいただきましたので、今後の取組みに生かしてまいりたいと思います。

７ページをご覧ください。

「６．令和２年度の枚方市教育振興基本計画における事業の点検評価」でございますが、ここから73ページにかけて、基本方策ごとに関連する主要事業について、概要や実績等を記載しておりますが、お時間の都合上、内容についてのご説明は省略させていただきます。

最後に74ページをご覧ください。

「７．枚方市教育委員会の令和２年度の活動の概要」としまして、教育委員会定例会や協議会の開催実績、審議案件数のほか各種の活動状況につきまして、76ページにかけて記載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第7号、「教育に関する事務の点検及び評価について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○谷元委員 これまで教育政策会議でも、質問や意見をさせていただきました。

今回は2点、質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、14ページの「1-⑦読書活動推進事業」について、昨年、「全国学力・学習状況調査が中止のため実績なし」と書かれており、評価不能になっています。

昨年度、枚方市で読書活動に関するアンケート調査を実施されたと思いますが、児童・生徒の不読率についても調査されたのでしょうか。

どの様な結果だったのか教えてください。

○奈良教育長 嶋田学校教育室課長。

○嶋田学校教育室課長 不読率については、本来「月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合」を指しますが、本市ではそれに相応するものとして、「1日の読書時間が10分未満の児童・生徒の割合」について調査しております。

令和2年度のアンケートについては、本市独自で調査をするのが初めてということで、また、調査時期が異なるため、あくまで参考値ではありますが、平成31年4月実施の全国学力・学習状況調査の結果と比較しています。

平成31年4月の全国学力・学習状況調査において、本市の小学校6年生の児童は36.4%、中学3年生の生徒は57.2%、令和3年3月の本市独自の児童・生徒アンケートでは、小学6年生の児童は36%、中学3年生の生徒は44%で、比較した結果としては、児童については0.4ポイントの改善、生徒については13.2ポイントの改善が図られました。

これは、本市が取り組んでいる読書活動推進事業の成果が表れてきているのではないかと捉えています。

○谷元委員 不読率については、本市の状況の改善がみられていることがわかりました。

また、読書活動推進事業の成果が表れてきているようで良かったと思います。

今年度から、小学校における学校司書配置による効果について検証するための実証研究が始まっています。

児童・生徒の読書活動について、アンケートを実施しながら、研究の成果と課題を明らかにし、さらに学校司書の配置が進むよう、教育委員会の指導・支援をお願いいたします。

次に、2点目ですが、56ページの「8-⑤校務の情報化推進事業」ですが、実績には、「令和2年度は、所見項目の3学期への統合に伴い、1、2学期の通知表事務が軽減し、3学期の事務が増加しているため、結果として実績値が悪化した。」とあります。

1、2学期は軽減しているにも関わらず3学期の事務が増加した要因について、もう少し詳しく教えてください。

○枚方学校教育部次長兼学校教育室長 小学校において、令和2年度から通知表の項目が変更されております。

具体的には、令和元年度までは1、2、3学期すべての学期に記入が必要であった、3つの所見、1つ目は「特別の教科道徳の所見」、2つ目は「第3学年から第6学年の総合的な学習の時間の所見」、3つ目は「外国語活動の所見」が、3学期のみ記入するように変更となりました。

そのため、1、2学期については、所見の作成及び入力に必要であった時間が削減され、通知表作成業務が大幅に縮減されましたが、3学期については、1、2学期の内容も合わせて

記入する必要があり、前年度と比べると作業時間が増加することとなりました。

年間のトータルとしては、通知表作成業務が大幅に縮減されましたが、3学期については若干の業務増加になったということになります。

なお、今後、本項目のアンケート調査の時期及び調査方法を変更するなど、検討を考えております。

○谷元委員 年間トータルとしてみると、通知表作成業務は削減されているということですね。

枚方市教育委員会のブログから、業務改善推進校の実践が進んでいることがよく分かります。

校務の情報化については、校務支援システムが、通知表や指導要録、出席簿等の作成において活用され、教職員の事務の軽減になっているかと思えます。

点検評価員による評価には、現在の事業指標では、教職員の事務軽減の実績を数値として示すことができていないという課題が生じているとの指摘もあります。

事務軽減の指標として、通知表だけでなく、他の事務についても調査をしていただくことと、調査時期や調査回数についても、検討していただくようお願いしておきます。

○奈良教育長 ほかに、質疑はありませんか。

○谷元委員 「教育に関する事務の点検及び評価報告書」について、意見を述べたいと思います。

今回の報告書で、「点検評価員による総評」にも、結果について「適正」と判断いただいたことは、事務局の皆さんの努力のおかげであると感謝申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校現場をはじめ、図書館等の教育施設が、予定していた事業の中止や変更を余儀なくされていたため、結果として、7件の事業が評価不能となりました。

「点検評価員による総評」にもございますように、主要事業については、5つの主要事業を追加し、引き続き幅広い事業を対象にしていること、事業指標についても、事業の達成度をより適切に反映できるものへの見直しを行い、指標の目指すべき方向の項目を新たに設け、市民の皆さんにもわかりやすい報告書になっていると、私も感じております。

「基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実」の「1-①小中一貫教育推進事業」、
「1-②学校園活性化事業」、「1-⑦読書活動推進事業」については、いずれも全国学力・学習状況調査の結果を目標値とし、実績値・達成度を測定しています。

全国学力・学習状況調査の、学力調査の結果を経年変化と捉え、全国平均を目標値とし、実績値から達成度を見ることは理解できますが、質問紙調査においては、全国と比べることだけに視点をおかず、枚方市独自のアンケートを複数回実施し、経年変化を見ることで、事業の評価をするほうが良いのではないかと考えます。

全国平均を参考値と見ながら、枚方市独自の事業の評価をすることが大切ではないでしょうか。

そうすることで、達成度が評価不能にならず、また、アンケートを継続しながら、次年度にも活用できる仕組みの構築を検討していただくようお願いします。

市民の大切な税金を使って事業を推進しているのですから、市民の皆さんへの説明責任を果たせるよう、点検及び評価を着実に行っていただきたいと思えます。

そのためには、コロナ禍における社会状況にも対応しながら、点検と進捗状況について、

教育政策会議や教育委員会協議会で報告していただきますよう、引き続きお願いします。

○奈良教育長 ほかに、質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程3、議案第8号、「第3期 児童の放課後対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第8号、「第3期 児童の放課後対策審議会委員の委嘱について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

8ページをご覧ください。

本市では、児童の放課後に関する基本計画の策定、児童の放課後環境の整備など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項についての調査審議を行うため、枚方市附属機関条例に基づき、学識経験を有する者、社会教育に関する専門的知識を有する者、児童福祉に関する専門的知識を有する者、市民団体又は関係団体を代表する者の中から、児童の放課後対策審議会委員を委嘱しております。

「1. 委員の委嘱」でございますが、委嘱理由は、「第2期 児童の放課後対策審議会委員」が、来たる9月12日をもって委嘱期間の満了となることに伴い、「第3期 児童の放課後対策審議会委員」を委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、枚方市附属機関条例第2条に基づき、令和3年9月13日から令和5年9月12日までの2年間でございます。

委嘱委員につきましては、次ページの「第3期 児童の放課後対策審議会委員候補者名簿」のとおりで、10名による構成を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程4、議案第9号、「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

○新内総合教育部長 それでは、議案第9号、「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」きまして、ご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、図書館利用者登録を電子申請にて行うにあたって、貸出申込書の様式を整理したことに伴うものでございます。

改正内容につきましては、12ページの新旧対照表をご覧ください。

様式第1号の、性別記入欄について、削除するものでございます。

次に、恐れ入りますが、11ページの「枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」をご覧ください。

下段の附則でございますが、本規則は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程5、議案第10号、「令和4年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第10号、「令和4年度使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

この件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第14号の規定に基づきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

義務教育諸学校におきましては、使用する教科用図書について、無償措置法施行令第15条1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされています。15ページをご覧ください。

令和4年度に使用する小学校教科用図書につきましては、表の上段でございます令和元年度に採択し、令和2年度から使用しております教科用図書と同一の教科書を採択することとなります。

また、下段をご覧ください。

令和4年度に使用する中学校教科用図書につきましても、令和2年度に採択をし、令和3年度から使用しております下段の教科用図書と同一の教科書を採択することとなります。

なお、種目ごとの全発行者の小学校及び中学校教科用図書につきましては、参考資料といたしまして、議案書16ページより、令和3年度使用小学校及び中学校教科用図書一覧表を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程6、議案第11号、「学校教育法附則第9条等の規定による令和4年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 次に、議案第11号、「学校教育法附則第9条等の規定による令和4年度使用教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

本件につきましては、障害のある児童及び生徒の学習のための教科用特定図書、例えば視覚障害のある児童・生徒のため、文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書、いわゆる拡大教科用図書等を採択するにあたりまして、法及び政令の定めにより設置者の採択行為が必要であることから、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第14号の規定によりまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

まず、令和3年7月、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づき、枚方市立小中学校の支援学級に在籍予定、または通常の学級において配慮を要する児童・生徒を対象に、令和4年

度の、他の適切な教科用図書、いわゆる拡大教科用図書の使用について調査をいたしました。

その結果、弱視の生徒1名について、拡大教科用図書を必要とするとの報告を受けました。

その必要教科については、議案書の22ページから記載をしております。

記載の表にございますように、中学校第3学年の生徒1名が6種目、拡大教科用図書が必要となります。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程7、議案第12号、「議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第5号）（教育関係）について）の意思決定について」を議題とします。

なお、本件及び日程8、議案第13号、「議会の議決事項（枚方市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について）の意思決定について」、日程9、議案第14号、「議会の議決事項（枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について）の意思決定について」、日程10、議案第15号、「議会の議決事項（財産〈殺菌庫〉の取得について）の意思決定について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第6号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、本件につきましては、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。

休憩中の時間を使って教育委員会協議会を行います。

< 非 公 開 >

○奈良教育長 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和3年第8回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

奈 良 涉

橋 野 陽 子
